

# 住民監査請求監査結果

(令和4年度足立区防災区民組織活動助成金の確定に関する件)

令 和 6 年 1 2 月

足 立 区 監 査 委 員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和6年10月21日

3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年10月28日に受理の決定を行った。

4 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」（別紙）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

地域調整課の事案決定書「令和4年度町会・自治会に対する各種補助金（助成金）の確定について（2回目）」（令和5年12月20日起案、12月27日決定、5足地調発第5162号（以下「事案第5162号」という。））によりライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会（以下「本件自治会」という。）に対し、防災区民組織活動助成金（以下「本件助成金」という。）38,000円の額を確定したこと。

イ 違法である理由

いわゆる防災区民組織の活動に対する助成金の交付については、「足立区防災区民組織活動助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、以下のとおり規定されている。

第2条（助成金の対象となる活動）助成金の対象となる活動は、防災区民組織（足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱第2条に規定する組織をいう。）の活動で、区長が必要かつ適當と認めたものとする。

第9条（実績報告）助成金の交付を受けた町会、自治会等は、助成金事業が完了した日から3か月以内に実績報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

第10条第2項（補助金の返還）区長は、第7条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る助成金の返還を求めることができる。

第12条（規則の適用）この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号。以下「事務規則」という。）を適用する。

その事務規則には、以下のとおり規定されている。

第15条（補助金等の額の確定等）前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知する。

また、足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱（以下「設置要綱」という。）には、以下のとおり規定されている。

第3条（組織の活動事項）組織は、災害を防止し、又は被害を軽減するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める活動を行うものとする。

（1）平常時の予防活動 次のアからエまでに掲げる活動

- ア 防災意識の普及及び高揚
- イ 出火防止の徹底
- ウ 初期消火、応急救護、炊出し等の各種防災訓練の実施
- エ 防災資機材の備蓄及び保守管理

（2）災害時の応急活動（以下割愛）

以上を鑑みて、事案第5162号による本件自治会に対する補助金の額の確定は、以下の理由により違法である。

（主張1）本件自治会から提出された実績報告書の防災テント組立訓練（令和4年7月18日）における経費内訳であるスポーツドリンク、軍手代、ロープの計8,623円について、本件自治会の決算報告書ではテント組立8,623円とあり、整合性がない。また、本件自治会の現金出納帳では、テント組立作業時の朝食代（令和4年7月16日）8,623円となっており、時系列の観点から真実ではないかと思われ、助成金の対象外品目と判断することが適当である。

（主張2）実績報告書の防災テント運搬台車（令和4年8月30日）における経費内訳である台車には、設置要綱上の防災区民組織の活動についての記載がなく、本件自治会事業報告にも防災訓練の実施の記載もないことから、助成金の対象となる活動とみなすことは困難である。また、台車購入についても、決算報告書では備品費となっており、防災関連の支出ではないため、設置要綱上の平常時の予防活動の防災資機材の備蓄に相当せず、助成金の対象となる活動ではないと判断する。

(主張3) 実績報告書のゴムボート及びライフジャケット購入（令和5年3月24日）については、設置要綱上の助成金の対象となる防災資機材の備蓄に相当するとしても、決算報告書の支出の部において関連する支出がなく、交付された助成金の使用が確認できない。実績報告書が虚偽であり、内容の審査事務にも瑕疵があるということである。なお、本件自治会の会計年度が2月1日から翌年1月31日であるため、令和5年度決算報告書に記載されると想定されるが、その時点で額の確定をすることが正当である。

(主訴) 以上のとおり、助成金額38,000円に対する額の確定額は0円が妥当であり、区に38,000円の損害が生じている。

#### (2) 措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

- ア 当該事案の本件自治会に対する助成金の額の確定の取り消し
- イ 助成金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求

#### (3) 是正措置について

以下の是正措置を講じることを請求する。

- ア 額の確定に係る現地調査の実施
- イ 交付要綱の実績報告書の様式改正

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「足立区防災区民組織活動助成金の交付」を監査対象とした。

#### 2 監査対象部局

地域のちから推進部地域調整課に加え、助成金の執行委任元である危機管理部総合防災対策室長付災害対策課を監査対象部局とした。

#### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和6年11月1日に請求人から陳述を行わない旨の回答があつたことから実施しなかつた。また、請求人から新たな証拠の提出はなかつた。

### 第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求のうち、「第1請求の受付」、「4請求の内容」、「(2)措置請求」については、理由がないものと判断し棄却する。

同「(3)是正措置」については、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当するとは認められないことから却下とする。

なお、本件請求について、別項のとおり意見を付する。

以下、事務処理手続の確認、請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認、判断理由について述べる。

#### 1 事務処理手続の確認

##### (1) 助成金に係る規定について

設置要綱において防災区民組織の設置について規定し、交付要綱に基づき助成金交付に関する事務処理を行っている。

ア 設置要綱の主な内容は次のとおりである。

###### (ア) 目的 (第1条)

この要綱は、災害の発生時に備えて、区民が隣保協同の精神に基づき組織する防災区民組織の育成及び指導について必要な事項を定めることにより、足立区の区域における地域防災態勢の整備及び推進を図ることを目的とする。

###### (イ) 定義 (第2条)

この要綱において「組織」とは、災害対策基本法第5条第2項及び足立区災害対策条例第24条の趣旨に基づき、災害から地域社会を守るために、町会、自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成し、第8条の規定による手続を済ませた防災区民組織をいう。

###### (ウ) 組織の活動事項 (第3条)

組織は、災害を防止し、又は被害を軽減するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める活動を行うものとする。

###### (1) 平常時の予防活動 次のアからエまでに掲げる活動

ア 防災意識の普及及び高揚

イ 出火防止の徹底

ウ 初期消火、応急救護、炊出し等の各種防災訓練の実施

エ 防災資機材の備蓄及び保守管理

###### (2) 災害時の応急活動 (以下割愛)

イ 交付要綱の主な内容は次のとおりである。

(ア) 助成金の対象となる活動（第2条）

助成金の対象となる活動は、防災区民組織の活動で、区長が必要かつ適當と認めたものとする。

(イ) 助成金の交付額（第3条）

助成金の交付額は、予算内において、区長が算定した額とする。

(ウ) 助成金の交付申請（第4条）

助成金の交付を受けようとする、防災区民組織の属する町会、自治会、マンションの管理組合等（以下「町会、自治会等」という。）は、交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。

(エ) 助成金の交付決定及び通知（第5条）

区長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが必要かつ適當であると認めたときは、速やかに交付額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により当該町会、自治会等に通知するものとする。

(オ) 助成金の交付（第6条）

区長は、助成金を受けるべき町会、自治会等から請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(カ) 決定の取消し（第7条）

助成金の交付を受けた町会、自治会等が助成金を他の用途に使用したときは、当該助成金の交付に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(キ) 実績報告（第9条）

助成金の交付を受けた町会、自治会等は、助成金事業が完了した日から3か月以内に実績報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(ク) 補助金の返還（第10条）

区長は、第7条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る助成金の返還を求めることができる。

2 区長は、前条の実績報告書により報告された支出額が第5条の規定により決定した交付額を下回ったときは、その差額分について返還を求めることができる。

(ケ) 規則の適用（第12条）

この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則を適用する。

(2) 助成金の額の確定手続きについて

ア 助成金実績報告書の提出について

令和4年7月13日付け4足地調収第2073号にて交付決定した令和4年度防災区民組織活動助成金について、本件自治会より実績報告書が提出され、令和5年6月9日付けで地域調整課で收受した。

イ 補助金の額の確定について

本件自治会より提出された実績報告書について、災害対策課で交付要綱に基づき内容の審査を行った後、事案第5162号により、地域調整課で額を確定し、通知した。

## 2 請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認

### (1) 「第1請求の受付」、「4請求の内容」、「(1) 請求の要旨」、「イ違法である理由（主張1、主張2及び主張3）」について

ア 監査対象部局は、以下のように説明している。

(主張1について)

本件自治会の実績報告書の「補助金を使用した活動および購入物品」欄には、活動として「テント組立訓練」が記載されており、経費内訳欄に当該活動で使用するために購入した物品が記載されている。本件自治会の決算報告書には、このうちの活動名が記載されているので、特段相違しておらず、実績報告書と決算報告書の整合性はあると考える。

時系列の観点については、実績報告書の年月日欄には活動した年月日が記載されており、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合の現金出納帳に記載されている年月日は、物品を購入した年月日が記載されていると考えられる。そのため、双方の年月日が合致しないからといって助成金の対象外とはならない。

しかし、「朝食代」という文言は、実績報告書記載の内容と一致していないため、本件自治会に確認したところ、実績報告書の記載が事実と異なっていたことが判明した。

そのため、「防災テント組立訓練」分については補助対象外となるが、他の購入物品の購入経費の額が助成金額を上回っているので、確定額に変更は生じない。

なお、本件自治会に対しては、今後このような事案が起きないように厳重注意するとともに、他町会・自治会等に対しても周知を行う。

(主張2について)

実績報告書に「防災テント運搬台車」と記載されているため、災害時、テントを運搬するために使用されることが想定され、設置要綱第3条(1)エにおける「防災資機材」に該当すると考える。

前提として、台車は災害時において物資や災害ゴミ等の運搬に活用

されることが想定されることから、防災区民組織活動助成金の対象内・対象外経費一覧（4足地調査第974号「令和4年度各種補助金（助成金）の申請及び令和3年度各種補助金実績報告書の提出について」（以下「事案第974号」という。）添付文書）の項目「備蓄用物品」における「対象となる経費の例」に含まれている。

また、支出科目的観点では、交付要綱第2条で「助成金の対象となる活動は、防災区民組織の活動」としており、活動の内容が問われる所以あり、支出科目は問わない。

以上より、「防災テント運搬台車」の購入経費は、助成金の対象であると考える。

#### （主張3について）

ゴムボート及びライフジャケットについては、本件自治会より、実績報告書と併せて、当該物品の領収書が任意で提出されている。これをもって助成金の用途を確認したため、実績報告書の当該記載に虚偽ではなく、審査事務にも瑕疵はないと考える。

また、額を確定する年度については、事務規則第14条で「補助事業等が完了したとき又は会計年度が終了したときは」実績報告書を提出すると規定しているので、令和5年3月24日に購入された当該物品は令和4年度助成金として確定するものである。

#### （主訴について）

以上のとおり、「防災テント組立訓練」分については補助対象外となるものの、助成金確定額に変更は生じず、区への損害は生じていない。

#### （措置請求について）

支出負担行為の金額に変更はないため、額の確定の取消しは必要なく、職員の行為に対する損害賠償義務も発生しない。

#### （是正措置について）

事務規則第15条で「実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし」と規定されており、内容審査の上で疑義が生じた場合は、必要に応じて現地調査を実施していく。

実績報告書には、「経費内訳欄」が既にあるが、変更の必要がある場合は、隨時見直しを行っていく。

イ 監査委員は、以下のとおり事実認定した。

#### （主張1について）

監査対象部局が説明しているとおり、助成金の交付申請時において、対象内・対象外経費一覧を示しており、防災訓練などに伴う飲料代や実

施に必要な消耗品等を対象経費として認めている。決算報告書の備考に「テント組立」と記載されているが、実績報告書、決算報告書とも支出科目が行事費であり、金額も同額であることから、「訓練」の文言が不足しているだけであり、防災テント組立訓練にかかる経費であると考えるのが相当である。また、時系列についても、7月16日に購入したものを、7月18日に使用したと考えるのが相当である。

一方で、本件自治会への事実確認により、実績報告書の記載に事実と異なる点があることが明らかになった。額の確定にかかる審査については、実績報告書、決算報告書及び事業報告（自治会活動報告）に基づいて実施しており、現金出納帳の提出は求めていないことから、内容に相違があったとしても、監査対象部局が把握することはできないものの、対象外経費であると認定せざるを得ない。

よって、「防災テント組立訓練」分については、助成金の対象から除外することが相当である。

#### （主張2について）

実績報告書には、防災テント運搬台車と記載されており、支出科目が行事費でないことからも、訓練の実施に伴うものではなく、防災資機材の備蓄と解するのが相当である。決算報告書において、防災関連の支出項目とされていないことをもって、防災資機材の備蓄に相当しないと言うことはできない。

#### （主張3について）

ゴムボート及びライフジャケットの購入は、請求人も認めるとおり、助成金の対象となる防災資機材の備蓄に相当すると考えられる。決算報告書の支出の部に関連する支出がないことは、本件自治会の会計年度が令和4年2月から令和5年1月であり、会計年度中に支出されなかつたことの結果である。監査対象部局において、本件自治会から提出された令和5年3月24日付けの領収書を確認しており、令和4年度の助成金の対象となる支出と認められる。

### 3 判断理由

請求人の主訴は、「第1請求の受付」、「4請求の内容」、「(1)請求の要旨」、「イ違法である理由（主訴）」のとおりであり、本件助成金の額の確定は違法であるとして、額の確定を取り消すこと、あるいは本件助成金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件助成金の額の確定は違法又は不当であるとは言えないものと判断する。

- (1) 監査対象部局は、提出された本件自治会の実績報告書、決算報告書、領収書及び事業報告（活動報告）に基づいて本件助成金の額の確定を行っている。本件自治会は、一部の記載に誤りはあるものの、実績報告書に記載のとおり、防災区民組織の活動として、設置要綱及び交付要綱に規定された経費を支出している事実があることから、本件助成金の額の確定行為は、違法であるとまでは言えない。
- (2) 実績報告書の一部に対象外経費が含まれていたものの、全体の助成金額が違法・不当であるとは言えず、区に損害が発生している事実はない。

以上のことから、請求人の「第1請求の受付」、「4請求の内容」、「(2)措置請求」については、いずれも理由がなく、措置の必要を認めない。

また、同「(3)是正措置」については、法第242条第1項に規定されているいずれの財務会計行為にも該当せず、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、却下とする。

#### 4 監査委員意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、実績報告手続きの改善に向け、次のとおり意見を付す。

本件助成金については、事案第974号で監査対象部局が提出書類として指定している実績報告書、決算報告書及び事業報告に基づいて、助成目的である防災区民組織の活動の促進にかかる費用が支出されたことを推認できるものの、事実の網羅的な確認は困難である。

結果として、本件助成金の実績報告書においては、事実と異なる点が認められており、申請団体における内部チェック機能が十分に働いていないことも推定されるところである。現状の提出書類のみでは、監査対象部局において、報告内容と事実の相違を把握することができず、このような状況下では、今後、助成金額に大きく影響を及ぼすような事案が発生する危険性も否定できない。

区民の手続きの簡便性を図ることもさることながら、助成金の審査手続きの公正性、透明性をより高める観点から、現地調査等をより活用する体制を構築する、あるいは、今後もこうした事例が多発するようであれば、実績報告にあたり、一定金額以上は支払いにかかる領収書を追加するなど、防災区民組織の活動経費として支弁されていることがより適確に確認できるような仕組みに改められることも検討されたい。

また、助成金で購入した台車等の備品は、平常時に活用されることを否定するものではないが、助成金で購入したことがわかるよう、シールなどを工夫し、貼付することも検討されたい。

以上

別紙資料（足立区職員措置請求書）

足立区監査委員様

## 足立区職員措置請求書

### 1 請求の要旨

〈誰が、いつ、どのような行為を行っているか〉

足立区長が事案決定書記号番号5足地調発第5162号令和5年12月20日起案12月27日決定、事案「令和4年度町会・自治会に対する各種補助金（助成金）の確定について（2回目）」で、自治会名ライオンズマーション荒川遊園アカステージ自治会に対する財務会計上の行為の防災区民組織活動助成金の額の確定（額）38,000円

（別紙事実証明書1のとおり）

〈違法である理由について〉

いわゆる区民組織の活動に対する助成金の交付については、足立区防災区民組織活動助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定。

第2条（助成金の対象となる活動）に、

助成金の対象となる活動は、防災区民組織（足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱第2条に規定する組織をいう。）の活動であり、区長が必要かつ適当と認めたもの。

第9条（実績報告）に、

助成金の交付を受けた町会、自治会等は、助成金事業が完了した日から3か月以内に実績報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

第10条（補助金の返還）第2項に、

区長は、前条の実績報告書により報告された支出額が第5条の規定により決定した交付額を下回ったときは、その差額分について返還を求めることができる。

第12条（規則の適用）に、

この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6条）を適用する。

、とある。

その足立区補助金等交付事務規則第15条（補助金等の額の確定等）に、前条の規定により実績報告を受けた者は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知する。

また、足立区防災区民組織の設置及び育成指導要綱（以下「設置要綱」という。）第3条（組織の活動事項）に、

組織は、災害を防止し、又は被害を軽減するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める活動を行うものとする。

（1）平常時の予防活動 次のアからエまでに掲げる事項

- ア 防災意識の普及及び高揚
- イ 出火防止の徹底
- ウ 初期消火、応急救護、炊出し等の各種防災訓練の実施
- エ 防災資機材の備蓄及び保守管理

（2）災害時の応急活動（以下割愛）

、とある。

鑑みて、

上アからエについてが助成金の対象となる活動の要件と考える。

しかし乍ら、

財務会計上の行為であるところの上記事案決定書「記号番号 5 足地調発第 5162 号事案令和 4 年度町会・自治会に対する各種補助金（助成金）の確定について（2回目）」（以下「5 足地調発第 5162 号決定」という。）には、事案概要に、「標記の件について、各町会・自治会より提出された実績報告書を審査した。その結果、実績報告額が既交付額以上の団体については補助金額の確定を行う。また、実績報告額が既交付額を下回った団体については、補助金額の確定及び返還請求を行う。」

（別紙事実証明書 1 のとおり）

とある。

踏まえて、5 足地調発第 5162 号決定において、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ（以下「アクアステージ自治会」という。）から提出された令和 4 年度各種補助金（助成金）収支決算及び実績報告書の防災区民組織活動の内容と経費（以下「自治会実績報告書」という。）

（別紙事実証明書 3 のとおり）

及びアクアステージ自治会令和 4 年度決算（会計）報告（以下「自治会決算報告書」という。）及び事業報告以下「自治会事業報告」という。）

（別紙事実証明書 4 のとおり）

に係る補助金の額の確定は、下記のとおりの理由で違法とする。

〈理由①補助金を使用した活動に防災テント組立訓練とある件〉

改めて、アクアステージ自治会実績報告書等から転記作成したところ、

項目	自治会実績報告書	自治会決算報告	自治会事業報告
補助金を使用した活動及び購入物品	防災テント組立訓練	防災テント設置訓練	
年月日	R 4 . 7 . 1 8	7月	
参加人員または個数	23人		
支出科目	行事費		
経費内訳（品名、単価、購入数）			
	スポーツドリンク@159×36		
	軍手代@743×3		
	ロープ@670		
経費（円）	8,623		
科目	行事費・防犯防災関連		
備考	テント組立 8,623円		
とあつた。			

〈理由〉

自治会実績報告書に記載のとおり、補助金を使用した活動の防災テント組立訓練は、助成金の対象となる活動の要件の防災訓練の実施の一環としても、自治会実績報告書の経費内訳の品名なるスポーツドリンク、軍手代、ロープについては、自治会決算報告書では、支出の部、科目、行事費・防犯防災関連で、テント組立 8,623円とあり、自治会実績報告書と自治会決算報告書とに整合性がないこと。

さらには、アクアステージ自治会の現金出納帳によれば、

(別紙事実証明書4のとおり)

年月日欄・22・7・16、摘要欄・テント組立作業時の朝食代、  
出金額欄・8,623円とある。

これら朝食代ということについては、時系列の観点からすれば、真実ではないかすることから、助成金の対象外品目と判断するのが適当とする。もつて、係る額の確定額は、0円が妥当とする。

なお、確定額は、交付額の38,000円と同額までの表示額である。  
(なお書きについては下記②③も同じ)

〈理由②補助金を使用した活動に防災テント運搬台車とある件〉

改めて、アクアステージ自治会実績報告書等から転記作成したところ、

項目	自治会実績報告書	自治会決算報告	自治会事業報告
補助金を使用した活動及び購入物品	防災テント運搬台車		

年月日 R 4 . 8 . 3 0  
 参加人員または個数 1 台  
 支出科目 備品費 備品費  
 経費内訳（品名、単価、購入数）  
     台車@9, 702 × 1 台  
 経費（円） 9, 702  
 備考 台車購入費用  
     とあった。

〈理由〉

自治会実績報告書のR 4 . 8 . 3 0 の経費内訳（品名）の台車は、報告書の補助金を使用した活動、いわゆる設置要綱上の防災区民組織の活動についての記載がないこと、

及び、自治会事業報告に、何らの防災訓練の実施の記載もないことから  
(別紙事実証明書5のとおり)

助成金の対象となる活動の要件に相当するとか、看做することは困難である。

一方、台車購入についてが、平常時の予防活動の防災資機材の備蓄に相当するかであるが、それにも相当しないという処です。

なぜならば、自治会決算報告書の科目支出の部の備品費で、台車購入とあることは、防犯防災関連での支出ではないので、設置要綱上の平常時の予防活動の防災資機材の備蓄には相当しない、即ち、助成金の対象となる活動ではないと判断する。

これらから、購入の台車は、要件とする防災訓練の実施や平常時の予防活動の防災資機材の備蓄に伴う支出ではないとするのが適当と判断する。もつて、係る額の確定額は、0円が妥当とする。

〈理由③補助金を使用した活動に水害時備品購入とある件〉

改めて、アクアステージ自治会実績報告書等から転記作成したところ、

項目	自治会実績報告書	自治会決算報告	自治会事業報告
補助金を使用した	水害時備品購入		
活動及び購入物品			
年月日	R 5 . 3 . 2 4	(次年度年月日では記載なし)	
参加人員または個数	ゴムボート1艘、ライフジャケット10着入1セット		
支出科目	備品費		

経費内訳 ゴムボート@13, 980×1艘、ライフジャケット10着入1セット29, 125

経費（円） 43, 105

とあった。

#### 〈理由〉

実績報告書の購入物品のゴムボート及びライフジャケットについては、いわゆる設置要綱上の助成金の対象となる活動の防災資機材の備蓄に相当することだしても、交付に係る支出についてが、自治会決算報告書の科目支出の部、科目、行事費・防犯防災関連のどこにもなして確認がされないことは、交付された助成金の使用が確認されることでもある。則ち、提出書類の決算報告書に無いことは、助成金の対象となる活動か、どうかではなく、それ以前の自治会実績報告書が虚偽ということであり、正に、実績報告書の内容の審査事務に瑕疵があったという事でもある。因みに、そもそも実績報告書に係る当該アクアステージ自治会の会計年度は、2月1日から翌年1月31日の期間であるので、記載が無いのは当然、言わば、令和5年度なる次年度においては、れっきとした決算報告書に記載がされ、提出されると想定することから、その時点で、必要に応じて額の確定をすればよいことで、それこそが正当である。

もつて、係る額の確定額は、0円が妥当とする。

#### (総括メモ)

活動要件		購入品	結論	
防災訓練	防災資機材	対象・対象外	摘要	確定額
○		×スポーツドリンク等	食事代では、対象外品	0円
×		×台車	活動要件の訓練事項を欠く	0円
○		△ゴムボート	実績報告書と決算報告書とに	0円
○		△ライフジャケット	齟齬、使用確認ができない	0円

然るに、全体的には、実績報告書に、補助金額38, 000円に対し、経費61, 430円とあるものの額の確定額は、0円とする。

#### 〈損害について〉

防災区民組織活動助成金の額の確定額38, 000円が区に生じている。

#### 〈措置請求について〉

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置]  
5足地調発第5162号決定に係る当該補助対象事業団体のアクアステ

ージ自治会に対する防災区民組織活動助成金の額の確定 38,000 円は、支出負担行為に瑕疵のある行為としているので、係る額の確定分を取り消すこと。あるいは、額の確定額を 0 円とすること。

それが出来ないならば助成金の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を執行機関においても予算の執行機関に請求すること等の措置を請求する。

#### [是正措置について]

防災区民組織活動助成金の額の確定に係る事務処理についてですが、例えば、額の確定に係り現地調査の実施についてが実施していない（別紙事実証明書 2 の区政情報の開示をしない旨の決定通知書のとおり）ことは、補助金等交付事務規則に必要に応じてはあるが、怠慢と考えるので、確定事務の適正な遂行上から年度内に 1 件は、現地調査を、或いは、他の事業と調整し然るべき現地調査するための是正措置を請求する。関連で、交付要綱の実績報告書（様式）について、補助金を使用した活動及び購入物品欄があるが、購入物品については、大方記入はしていない状況から経費内訳欄を活用するなど、様式の見直しが審査するためには適切とするので、様式改正を実施するための是正措置を請求する。

#### 2 請求者

区内在住者

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 6 年 10 月 21 日

（注）措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。